

福岡高等裁判所 平成29年(ラ)第246号 玄海原子力発電所3号機再稼働差止め仮処分申立却下決定及び玄海原子力発電所4号機再稼働差止め仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件

(原審・佐賀地方裁判所平成23年(ヨ)第21号〔第1事件〕，同28年(ヨ)第49号〔第2事件〕)

決 定 要 旨

【決定日】令和元年7月10日

【抗告人(原審債権者)】石丸ハツミほか172名

【相手方(原審債務者)】九州電力株式会社

【担当裁判官】福岡高等裁判所第5民事部 裁判長裁判官 山之内紀行(やまのうちのりゆき)，裁判官 川崎聰子(かわさき さとこ)，裁判官 矢崎豊(やさき ゆたか)

【主文】

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

【要旨】

1 事案の概要

本件は、第1事件債権者らが、人格権等に基づき、相手方が設置している玄海原子力発電所3号機の運転の差止めを命ずる仮処分命令を、第2事件債権者らが、人格権等に基づき、相手方が設置している同原子力発電所4号機の運転の差止めを命ずる仮処分命令を、それぞれ申し立てた事案である。

原審(佐賀地方裁判所)における争点は、①基準地震動策定の合理性、②配管の安全性であったところ、原審は、相手方において、①基準地震動策定の合理性及び②配管の安全性について相当の根拠、資料に基づき疎明したということができ、債

権者らの疎明を検討しても、玄海原子力発電所3号機及び同4号機（本件各原子炉施設）の安全性に欠けるところがあるとは認められないから、相手方が本件各原子炉施設を運転することにより、債権者らの人格権を侵害するおそれがあるとは認められず、本件各申立てに係る被保全権利があるということはできないと判断し、債権者らの申立てをいずれも却下したところ、債権者らのうちの一部（抗告人ら）が本件即時抗告を申し立てた。

当審において、抗告人らは、③火山事象による影響の危険性についての主張を追加した。

2 当裁判所の判断

(1) 司法審査の在り方及び主張疎明責任について

ア 人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転の差止めを求める本件各申立てにおいては、本件各原子炉施設につき安全性に欠けるところがあり、その運転等に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在することについて、抗告人らが疎明の責任を負うべきものと解される。

もっとも、当該発電用原子炉施設の安全審査に関する資料や科学的、専門技術的知見は、発電用原子炉施設の設置者である相手方が十分に保持しているのが通常であることなどに照らせば、まず、相手方の側において、その発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被ばくにより抗告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的な危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要がある。これに対し、抗告人らは、相手方の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明（いわゆる反証）を行うことができ、相手方が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、又は抗告人らの上記の主張、疎明（いわゆる反証）の結果として相手方の主張、疎明が尽くされない場合は、上記の具体的な危険の存在が事実上推定される。

イ そして、相手方が設置及び運転する発電用原子炉施設が改正原子炉等規制法に基づく原子炉設定変更許可等を通じて新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、改正原子力規制法等の趣旨に照らし、相手方は、上記主張、疎明に代え、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができる。これに対し、抗告人らは、相手方の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明（いわゆる反証）を行うことができ、相手方が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、又は抗告人らの上記の主張、疎明（いわゆる反証）の結果として相手方の主張、疎明が尽くされない場合は、新規制基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるものというべきである。そして、上記の場合には、相手方は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人の生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的な危険が存在しないことを主張、疎明しなければならないというべきである。

(2) 争点(1) (本件各原子炉施設の耐震安全性に係る基準地震動策定の合理性)について

相手方が策定した基準地震動 S_s は、合理性が認められる新規制基準に従い、最新の科学的手法によって策定されたものであり、そこで用いられた各種のパラメータは、安全側に配慮して保守的な設定がされ、各種の不確かさについても、その性質や程度に応じ、独立又は重ね合わせて考慮し、基本ケースの他にも相当数に及ぶ不確かさを考慮したケースを設定した上で評価されたものであって、それらの計算過程及び計算結果に不自然、不合理な点は見当たらず、年超過確率（基

準地震動を超過する揺れに見舞われる確率)も極めて低い数値となっていることが認められる。そして、これに対する原子力規制委員会の調査審議も適切に行われたものであるといえ、これらに照らせば、抗告人らの主張、疎明を踏まえても、相手方は、基準地震動の策定に関して、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該基準の適合性に係る原子力規制委員会における調査審議及び判断の過程等に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき主張、疎明を尽くしたというべきである。

そして、それにもかかわらず、相手方が策定した本件各原子炉施設の基準地震動が合理性を欠くため本件各原子炉施設の耐震安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在することを認めるに足りる疎明がされてい るとはいえない。

(3) 争点(2) (本件各原子炉施設の配管の安全性)について

抗告人らの主張、疎明を踏まえて検討しても、相手方は、本件各原子炉施設における配管の健全性確保及び重大事故対策に適切に取り組んでおり、本件各原子炉施設の運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在しないことについて、相応の根拠、資料に基づき主張、疎明を尽くしたものというべきである。

(4) 争点(3) (本件各原子炉施設における火山事象による影響の危険性)について

ア 大噴火は、ひとたび発生すれば、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度な現象であって、現在の火山学の知見に照らし合わせて考えた場合には運用期間中に大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないものの、これを想定した法規制や防災対策は、原子力安全規制以外の分野においては行われていないのが実情であり、このことは、大噴火の発生可能性が上記のような抽象的なものにとどまる限り、法規制や防災対策においてこれを想定しないことを容認するという社会通

念の反映とみることができる。そうすると、原子力安全規制に関する現行法制度の下においても、巨大噴火の発生可能性が全くないと言い切れない限り、これを自然災害として想定すべきであるとの立法政策がとられていると解することはできない。

したがって、巨大噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、発電用原子炉施設の安全性確保の上で自然災害として想定しなくとも、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできないし、そのように解しても、本件改正後の原子炉等規制法の趣旨に反するということもできない。これを火山の影響に係る立地評価の基準についていえば、当該発電用原子炉施設の運用期間中にそのような巨大噴火が発生する可能性が相当の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくとも、原子炉等規制法や設置許可基準規則6条1項の趣旨に反するということはできないというべきである。

イ 抗告人らの主張、疎明を踏まえても、本件各原子炉施設の運用期間中にVEI7程度の破局的噴火を含む、噴出物が数十km³を超えるような巨大噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されておらず、立地を不適とすべきであるということはできないし、影響評価にも不合理な点があるということはできないから、相手方は、火山事象に対する安全性に関して、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該基準の適合性に係る原子力規制委員会における判断に結論において不合理な点がないことについて、相当の根拠、資料に基づき主張、疎明を尽くしたというべきである。

そして、それにもかかわらず、本件各原子炉施設が火山事象に対する安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被ばくにより、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険が存在することを認めるに足りる疎明がされているとはいえない。

(5) 結論

以上によれば、本件各原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、本件各原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被ばくにより抗告人らがその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在するとは認められない。

そうすると、抗告人らの相手方に対する人格権に基づく本件各原子炉施設の運転の差止めを求める本件仮処分命令の申立ては、被保全権利についての疎明を欠くことに帰するから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

以上